

令和2年4月1日

## 社会福祉法人清里 行動計画（第3回）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日 までの5年間

2. 内容

目標1. 計画期間内に育児休業を必要とする女性職員の取得率を90%以上にする。

対策：令和2年4月～育児休業制度や運用についての管理職への研修を実施  
説明会の実施などにより職員への育児休業制度の周知徹底

目標2. 子供が生まれる男性職員の出産休暇の取得率を50%以上にする。

対策：令和2年4月～出産休暇制度や運用についての管理職への研修を実施  
説明会の実施などにより職員への出産休暇制度の周知徹底

目標3. 出産や子育てによる退職者についての再雇用制度を整備する。

対策：令和2年4月～制度を整備  
令和3年4月～再雇用者採用